

砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付要綱

令和2年8月7日
砥部町告示第162号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所支援の基盤整備を促進することを目的に、社会福祉法人等が行う施設整備に要する経費に対し、町が予算の範囲内で砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象事業)

第2条 この補助金の対象事業は、町内に整備する施設のうち、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(令和2年厚生労働省発社援0525第2号)に基づき、国及び県の補助金交付内示があった事業(以下「補助事業」という。)であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 共同生活援助施設を創設又は増築する事業
- (2) 施設の老朽化に伴い創設する事業（ただし、既に町内に設置されている施設の建替えに限る。）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備（耐震化のための改修、老朽化による改築等）を行う事業
- (4) 施設の大規模修繕等を行う事業

(補助金の額)

第3条 補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が別に定める日までに、砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

(補助金交付決定前の事業着手)

第5条 申請者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業を着手する必要があるときは、着手前に砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付決定前着手届（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助を必要と認めたときは、砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

- (2) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について、証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(変更等承認申請)

第8条 補助事業者は、事業の内容を変更（町長が認める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ砥部町障がい福祉施設整備事業変更等承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を審査の上、適当と認めるときは、砥部町障がい福祉施設整備事業内容変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

(工事の報告)

第9条 補助事業者は、工事に着手したときは、砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金工事着工報告書（様式第6号）を工事に着手した日から10日以内に、また、工事進捗状況について、月末現在の状況を砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金工事進捗状況報告書（様式第7号）により翌月10日までに町長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後1か月以内又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 町長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付請求書（様式第10号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 町長は、請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、次のいずれかに該当すると認める場合は、補助事業者に対して、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について返還を命じることがある。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 補助金の交付申請に偽りがあったとき。
- (3) その他事業の実施に不正行為があったとき。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 17 日告示第 7 号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

補助対象経費	補助金額	補助限度額
国及び県補助対象の本体工事費 施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるもので、町長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（ただし、土地の買収又は整地に要する費用、職員の宿舍に要する費用及びその他施設整備費として適当と認められない費用は除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいう。その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）	補助対象経費から国及び県の補助金を差し引いた額に 2 分の 1 を乗じて得た額	予算に定める範囲内で県補助金を上限とする。ただし、補助対象事業が複数ある場合は、これを上限とし、予算の範囲内となるよう補助額を調整する場合がある。

※算出した額に、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

年 月 日

砥部町長

様

住 所

法 人 名

代表者名

㊞

年度砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付申請書

年度砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金について、砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 申 請 額 | 金 _____ 円 |
| 2 施 設 の 種 類 | |
| 3 申 請 額 内 訳 | (別紙 1 のとおり) |
| 4 事 業 計 画 書 | (別紙 2 のとおり) |

(添付書類)

- ・設計書
- ・収支予算書（見込書）の抄本
- ・愛媛県障害児（者）施設等施設整備費補助金交付内示（写し）

別紙 1

補助金交付申請額内訳書

設置法人の名称_____

施設の名称_____

単位：円

施設種別	総事業費 A	補助対象経費の 支出予定額 B	国・県 補助基準額 C	国補助金 交付見込額 D	県補助金 交付見込額 E	町補助基準額 (B・D・E) F	町補助金 所要額 (F×1/2) G
合計							

※G は 1,000 円未満切り捨てとすること。

別紙 2

事業計画書

1 施設の概要

名 称			
所 在 地			
施設の種類			
事業の目的 及び効果			
設置主体 (経営主体)			
入所（利用）定員	現在定員 人	増加定員 人	合計 人

2 施設の規模及び構造

敷地面積	m ²		
敷地の所有関係	自己所有地・借地（所有者名）・買収（予定）地		
施設整備の区分 (創設、増築等の別)			
建物の面積	建築面積 m ²	延床面積 m ²	
建物の構造	造 階建て		

(注) 1 各室ごとに面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

3 整備費内訳

区 分	金 額 (円)	備 考
補助対象事業費		
補助対象外経費		
合 計		

(注) 工事費目別内訳書を添付すること。

4 補助金の算出内訳

①	補助対象事業費	円
②	国補助金交付見込額	円
③	県補助金交付見込額	円
④	町補助金所要額 (①－②－③) × 1/2 の額	円

5 財源内訳

(1) 町 補 助 金	円
(2) 国・県補助金	円
(3) 設置者負担金	円
(内訳) 自己資金	円
借 入 金	円

6 施工計画

- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 竣工年月日
- (4) 事業開始年月日

7 その他参考事項

年 月 日

砥部町長 様

住 所
法 人 名
代表者名

⑩

年度砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付決定前着手届

年度砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金について、別記条件を了承の上、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業実施主体
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前事業着手の理由

(別記条件)

- 1 補助金の交付決定を受けて交付される補助金の額が、交付申請額に達しない場合又は補助金が交付されない場合においても、異議を唱えないこと。
- 2 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由による損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 3 当該事業について、着工から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式第 3 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

砥部町長



年度砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金について、砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記の条件を付して交付する。

記

1 補助金交付額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、申請書に記載の対象経費以外の目的に使用してはならない。
- (2) 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 交付された補助金は、精算の結果その額が変更されることがある。
- (4) 当該事業に係る収支に関する書類は、事業完了後 5 年間保管するものとする。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

砥部町長 様

住 所

法 人 名

代表者名

⑩

年度砥部町障がい福祉施設整備事業変更等承認申請書

年 月 日付け砥部町指令 第 号により補助金交付決定の通知があった 年度砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金について、下記のとおり変更等を行いたいので、砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更、中止又は廃止の内容
- 2 変更、中止又は廃止の理由
- 3 補助金額変更内訳書 （別紙1のとおり）
- 4 変更事業計画書 （別紙2のとおり）

（添付書類）

- ・設計書（ただし、交付申請時に添付したものから変更がない場合は省略することができる。）
- ・収支予算書（見込書）の抄本
- ・愛媛県障害児（者）施設等施設整備費補助金変更交付決定通知書（写し）（ただし、国・県補助金の額に変更がない場合は省略することができる。）

別紙 1

補助金変更交付申請額内訳書

設置法人の名称 _____

施設の名称 _____

単位：円

施設種別	総事業費 A	補助対象 経費支出 予定額 B	国・県 補助基準額 C	国補助金 交付見込額 D	県補助金 交付見込額 E	町補助基準額 (B・D・E) F	町補助金 所要額 (F×1/2) G	既交付 決定額 H	差引変更 交付申請額 (G・H) I
合計									

※G は 1,000 円未満切り捨てとすること

別紙 2

変 更 事 業 計 画 書

1 施設の概要

名 称			
所 在 地			
施設の種類			
事業の目的 及び効果			
設置主体 (経営主体)			
入所（利用）定員	現在定員 人	増加定員 人	合計 人

2 施設の規模及び構造

敷地面積	m ²		
敷地の所有関係	自己所有地・借地（所有者名 ）・買収（予定）地		
施設整備の区分 (創設、増築等の別)			
建物の面積	建築面積 m ²	延床面積 m ²	
建物の構造	造 階建て		

(注) 1 各室ごとに面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

3 整備費内訳

区 分	金 額 (円)	備 考
補助対象事業費		
補助対象外経費		
合 計		

(注) 工事費目別内訳書を添付すること。

4 補助金の算出内訳

①	補助対象事業費	円
②	国補助金交付見込額	円
③	県補助金交付見込額	円
④	町補助金変更申請額 (①－②－③) × 1/2 の額	円

5 財源内訳

(1) 町 補 助 金	円
(2) 国・県補助金	円
(3) 設置者負担金	円
(内訳) 自己資金	円
借 入 金	円

6 施工計画

- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 竣工年月日
- (4) 事業開始年月日

7 その他参考事項

第 号
年 月 日

様

砥部町長 印

年度砥部町障がい福祉施設整備事業内容変更承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった 年度砥部町障がい福祉施設整備事業について、下記のとおり承認することとしたので、砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

- 1 変更、中止又は廃止の内容
- 2 補助金変更交付額

(1) 変更前の補助金交付決定額

(2) 変更後の補助金交付決定額

金

金

金

円

円

円

様式第6号 (第9条関係)

砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金工事着工報告書

[illegible]

様式第 7 号（第 9 条関係）

砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金工事進捗状況報告書

施設の種類_____

施 設 名	設置主体	創設、増築 等の別	工事費及び町 補助金額（円） A	月末日の 出来高（円） B	完成予定日ま での出来高見 込（％） C	繰越見込高（％） D（100－C）	繰越見込額 E（A×D/100）	備考
			工事費合計額	月分出来高	完成予定日			
			町補助金額	累計	出来高見込			

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

砥部町長 様

住 所
法 人 名
代表者名

⑩

年度砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け砥部町指令 第 号により交付決定を受けた
年度砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金に係る事業の実績を砥部町障がい福祉
施設整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次の関係書類を添えて報告
します。

記

- 1 施 設 の 種 類
- 2 精 算 額 内 訳 (別紙1のとおり)
- 3 事業実績報告書 (別紙2のとおり)

(添付書類)

- ・歳入歳出決算書（見込書）抄本
- ・愛媛県障害児（者）施設等施設整備費補助金確定通知書（写し）

別紙 1

補助金精算額内訳書

設置法人の名称_____

施設の名称_____

単位：円

施設種別	総事業費	補助対象経費 実支出額	国・県 補助基準額	国補助金 受入済額	県補助金 受入済額	町補助所要額	町補助金 交付決定額	町補助金精算額 (F)と(G)を 比較して少ない 方の額
	A	B	C	D	E	F (B-D-E)×1/2	G	H
合計								

※F は 1,000 円未満切り捨てとすること。

別紙 2

事業実績報告書

1 施設の概要

名 称			
所 在 地			
設置主体及 び経営主体			
施設の種類			
事業の目的 及び効果			
入所（利用）定員	現在定員 人	増加定員 人	合計 人

2 施設の規模及び構造

建物の構造	造 階建て		
敷地面積	m ²		
施設整備の区分	創設 ・ 拡張		
建物の面積	建築面積 m ²	延床面積 m ²	
敷地の所有関係	自己所有地・借地（所有者名 ）・買収（予定）地		

（注） 1 各室ごとに面積を明らかにした表を添付すること。

2 建物配置図、各階平面図及び立面図を添付すること。

3 整備費内訳

区 分	金 額 (円)	備 考
補助対象事業費		
補助対象外経費		
合 計		

(注) 工事費目別内訳書を添付すること。

4 補助金の算出内訳

①	補助対象事業費	円
②	国補助金受入済額	円
③	県補助金受入済額	円
④	町補助金所要 (①－②－③) × 1/2 の額	円

5 財源内訳

(1)	町補助金額	円
(2)	国・県補助金	円
(3)	設置者負担金	円
	(内訳) 自己資金	円
	借入金	円

6 施工計画

- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 完成年月日
- (4) 事業開始年月日

7 その他参考事項

様式第 9 号(第 1 1 条関係)

第 年 月 号
年 月 日

様

砥部町長 印

年度砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金について、下記のとおり確定しましたので砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第 1 0 号(第 1 2 条関係)

第 年 月 日 号

砥部町長 様

住 所
法 人 名
代表者名 ⑩

年度砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け、 第 号により確定通知のあった 年度
砥部町障がい福祉施設整備事業費補助金について、砥部町障がい福祉施設整備
事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり請求いたします。

記

補助金交付請求額 金 円

振込先の金融機関名

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店（支所）名	支店 支所
口座種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			